⑵　業務内容　本業務は、令和元年度に構築した中国地方整備局管内13水系（千代川、天神川、日野川、斐伊川、江の川、高津川、吉井川、旭川、高梁川、芦田川、太田川、小瀬川、佐波川）の洪水予測システムの改良等について検討するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

①　計画準備
②　河川水位予測プログラムの改良
・平成30年７月豪雨を踏まえた定数設定
・河道モデルの更新
・他所管ダム操作のモデル化
・河川水位予測シミュレーション
③　水位縦断補正機能の追加
④　表示システムの各種データセットの更新
⑤　長時間予測（39時間）データの取り込み
⑥　予測結果の統一河川情報システムへの伝送
⑦　簡易予測計算機能の検討
⑧　地整版内部向け表示システムの改良
⑨　レーダ雨量計データベースシステム構築
⑩　報告書作成

⑶　履行期限　令和３年２月26日

2　申請の時期

令和２年５月11日から令和２年５月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和２年５月21日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。

ホームページアドレス：http://www.cgr.mlit.go.jp/

「発注・契約・申請関係」―「一般競争参加資格関係」―「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に令和２年度中国管内洪水予測システム改良他検討業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は中国地方整備局総務部契約課。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　中国地方整備局における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　参加表明書提出期限から見積もり合わせ日までの期間に中国地方整備局長から指名停止の措置を受けてないこと。
④　「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、令和２年度中国管内洪水予測システム改良他検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、令和２年度中国管内洪水予測システム改良他検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、令和２年度中国管内洪水予測システム改良他検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「令和２年度中国管内洪水予測システム改良他検討業務△△・××設計共同体」とする。

⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和２年５月11日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和２年５月11日

国立大学法人京都工芸繊維大学長
森迫　清貴

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　26

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15
⑵　導入計画物品及び数量　高機能基盤情報ネットワークシステム　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　令和２年度３月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　既設のKITnet４およびKITnet５と連携するなどして、松ヶ崎キャンパス、嵯峨キャンパスおよび福知山キャンパス内のバックボーンネットワークを安定的かつ大容量化できること。
B　ネットワーク装置あるいはケーブルの一部、もしくは一部の部局拠点に障害が発生しても全体の機能が保たれる冗長性の高い24時間運用に耐えられる障害対策がとれること。
C　長期間にわたっての運用に配慮し、仮想化技術等を利用するなど、障害機器交換を含めた運用保守コストの低減が可能なシステム構成であること。
D　システムの省エネルギー化、省スペース化、低騒音に配慮した機器で構成されていること。
E　本学内のサーバインフラや利用者端末だけでなく、サテライトキャンパスやパブリッククラウドおよび自宅等からのＶＰＮ接続の通信が安定して行え、さまざまな通信セキュリティの確保ができること。
F　本学の各キャンパス内の既設の無線ＬＡＮインフラと連携するなどして、学内全域をカバーできる無線ＬＡＮインフラとなる機能を有すること。また、災害時の活用を想定し、ＵＰＳなどによる可用性を高めた構成であること。